

## 不正及び不適格行為による格付け取消とランクダウン

ペーパーカンパニー等の不良不適格業者を排除して優良業者の育成を進めるため、**格付けの一時取消しやランクダウン制度**を導入しています。  
■平成28・29年度和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/kitei/9-3.pdf>

## 営業所調査(県内建設業者)

すべての入札参加資格者を対象に営業所の実態調査を実施しています(事前連絡なし)。  
なお、調査において県で定めた営業所の基準を満たしていない場合は、まず口頭で改善を求め、一定の期限までに改善の確認ができない場合は、改善の確認ができるまでの間、入札参加資格の格付けを一時取り消します。  
■営業所調査 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/eigyousyotyousa/index.html>

## 電子入札の適用

従来の紙による入札手続きをインターネット上で行うことにより、入札者及び発注者のコスト削減、事務の効率化を図るため、建設工事及び建設工事に係る委託業務の全ての入札案件において、電子入札を導入しています。

電子入札にご参加いただくためには、パソコン、ソフトウェア、ICカード等をご準備いただく他、パソコンの設定や利用者登録が必要です。

■電子入札ヘルプデスク 0120-032-092 (平日9:00~17:30)

■和歌山県公共工事等電子入札システム <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

和歌山県が実施する建設工事及び建設工事に係る委託業務の入札情報(一部の発注機関分を除く)は、次のホームページからご覧いただけます。

■和歌山県公共工事等入札情報システム <https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

## 県産品の積極的な活用

県産品については、工事において積極的に活用を図ったものは当該工事の工事成績評定(工事成績)にて加点評価するとともに、総合評価方式の入札においても、**過去に県産品を活用した工事**(工事成績で加点評価されたもの)の実績で評価するとともに、仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、**仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合についても評価の対象**としています。

代表的な県産品

・加工された間伐材や木製品など紀州材の建設資材 ・和歌山県内の工場などで生産・加工されたコンクリート製品など

■けんさんぴん <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>

## 適正な積算・発注

現場条件を反映した適正な積算に努めています。生コンクリート、アスファルト合材、骨材等の建設資材は、概ね3ヶ月に一度、単価見直しを行うなど、実勢価格を反映し単価設定に努めています。

## 建設業者の資金調達の円滑化のための取り組み

建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事の工事代金の支払い手続きを迅速に行うとともに、部分払と比較して工事代金の受領が早くなるように中間前払制度を導入しています。**中間前払制度**は、当初の前払金に追加して工事代金の20%を受領することができる制度です。

■中間前払制度 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/chukan/index.html>

## 新公共調達制度の相談窓口

新公共調達制度について、直接、県民・事業者のご意見をお聴きするため、「新公共調達制度相談窓口」を設置しています。

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
県土整備部技術調査課	0120-232-049	有田振興局建設部	0737-64-1267
県土整備部公共建築課	073-441-3243	日高振興局建設部	0738-24-2918
海草振興局建設部	073-423-5961	西牟婁振興局建設部	0739-26-7960
海草振興局建設部海南工事事務所	073-483-4824	東牟婁振興局串本建設部	0735-62-0755
那賀振興局建設部	0736-61-0028	東牟婁振興局新宮建設部	0735-21-9623
伊都振興局建設部	0736-33-4937	和歌山下津港湾事務所	073-431-7266

ご相談時間 9:00~17:45(土曜日、日曜日、祝日を除く)

和歌山県 県土整備部 技術調査課

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html> 0120-232-049

H29.3

建設工事に係る

# 新公共調達制度

— 競争性・公平性・透明性の向上 —

## 和歌山県

和歌山県では、事業の効率のかつ効果的な執行、工事における品質の確保、和歌山県の建設業界の健全な発展を旨とし、新業者評価制度や総合評価方式の導入、条件付き一般競争入札の全面実施をしています。

## 新公共調達制度

- 品質・技術の評価・審査を踏まえた条件付き一般競争入札の全面導入**  
◆全ての公共工事(政府調達に関する協定の適用を受ける工事を除く)において、指名競争入札を原則廃止し、**条件付き一般競争入札**を導入しています。
- 品質確保と優良業者育成を目指した新業者評価制度の導入**  
◆3つの観点から業者評価を行う新業者評価制度を導入しています。  
①**不良不適格業者の排除** 入札参加資格審査の厳格化と施工体制のチェック強化  
②**工事における品質の確保** 技術力、施工実績等を重視  
③**地域社会の要請に応える県内優良業者の育成** 災害時の貢献等を評価項目に追加
- 地域要件の拡大**  
◆発注工種や予定価格等に応じて、県内を1・3・6・9ブロックに分けて地域要件を設定しています。
- 和歌山県の実情を踏まえた総合評価方式の積極的な導入**  
◆原則として**予定価格(税抜き)3,000万円以上の全ての工事**で導入しています。  
◆新業者評価制度による品質向上に関する情報をデータベース化し、総合評価方式に有効に活用しています。
- 県内業者の育成**  
◆**県内業者により施工が可能と見込まれる工事は、可能な限り県内業者に発注**しています。  
◆県外業者の入札参加は次に該当する場合があります。  
①県内に施工可能な業者がいない工事、または県内業者のみでは競争性が確保できないと思われる工事  
②県外業者の高度な技術力を必要とする工事で県内業者への技術移転が必要な工事
- ダンピング対策**  
◆安易な「くじ」による落札決定を防ぎ、工事の品質確保を図る観点から、「**最低制限価格**」及び「**低入札調査基準価格**」を事後公表とし、開札結果と同時に公表しています。  
◆予定価格の事前公表が、適正な見積もりを阻害し、過度の低入札の要因になることが懸念されるため、原則、**予定価格(税抜き)1億円以上の工事について、予定価格を事後公表**としています。  
◆一括下請負、粗雑工事、安全対策の欠如による事故などを防ぐため、入札参加資格停止措置などを行っています。  
◆低入札調査基準価格を下回った金額で応札して契約に至った工事については、契約保証金の保証割合の引き上げや、品質確保のために重点監督を実施して、立入調査の強化等を行っています。

## ランク付け(格付け)

工事を適正に施工し、品質を確保するためには、施工能力等に応じた発注が必要です。このため、各工種ごとに県内統一のランク付けを行い、ランクごとに発注基準額を定めています。

- 土木一式工事 総合点数によりA~Dの4つのランクに格付けを行っています。
- 建築一式工事、管工事、電気工事 総合点数によりA~Cの3つのランクに格付けを行っています。
- その他の工種 全ての入札参加者をWの1つのランクに格付けを行っています。

土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事以外の工事(専門工事)は、専門的な技術や施工機械を必要とする工事であるため、入札公告において、**技術者条件や施工実績等専門工事の特性に応じた条件**を付しています。なお、新規参入業者や実績を持たない業者にも入札参加機会が得られるよう、小規模な工事においては、これらの実績を求めない工事を設けています。

## 新業者評価制度

①不良不適格業者の排除、②工事における品質の確保、③地域社会の要請に応える県内優良業者の育成の3つの課題を解決するため、和歌山県独自の評価項目を数多く導入しています。(最大900点)

### 経営事項審査の総合評価値

最大2,136点



### 和歌山県の独自評価点数(地方基準点数) ※平成28・29年度 資格審査用

最大 900点

コンプライアンス(地域社会の要請への適応)の観点からの業者評価

最大 460点

分野	項目	評価の基準	付与点数
法令遵守	★独禁法の遵守体制の整備	体制整備を行った場合、30点を加算	30
	★暴力団等排除への取組	不当要求防止責任者講習を受講した場合、30点を加算	30
災害復旧への貢献	★災害時等対応重機の所有	バックホウまたはトラクターショベルとダンプトラック(いずれも運転者付き)所有で30点を加算	30~60
	★災害時等対応仮設資材の所有	H型鋼:3t所有で10点を加算。鋼矢板:8t所有で10点を加算。	10~20
	★大規模災害時の応急対策業務の取組	県と大規模災害時の協定を締結し、かつ協力体制が整っている場合、40点を加算。また、市町村と大規模災害時の協定を締結し、かつ協力体制が整っている場合、10点を加算。(ただし、県との協定締結と重複加算は行わない)	10~40
	★災害時等緊急対応への貢献	国、地方公共団体又は施工実績認定基準に定める法人の要請により和歌山県内において、災害時等緊急対応した場合、又は路面凍結等の不測時に緊急対応した場合、1工事につき20点を加算	20~60
環境等への配慮	★ISOシリーズの認証取得	9000シリーズの認証を取得した場合、20点を加算 14000シリーズの認証を取得した場合、20点を加算	10~40
	★エコアクション21の認証取得	エコアクション21の認証を取得した場合、10点を加算(ただし、ISO14000シリーズとの重複加算は行わない)	
	★産業廃棄物の処理体制	処理施設を設置して処分業を行っている場合20点、処分に係る委託契約を行っている場合10点、収集運搬業を行っている場合10点を加算	10~20
労働安全衛生確保への取組	労働安全衛生法関係資格者数	有資格者1名につき2名を加算(上限10人)	2~20
	★労働災害防止への取組	建設業労働災害防止協会の会員である者に10点加算	10
雇用・労働者福祉への配慮	常時雇用者人数	総雇用者数により加算する。雇用者1名につき2点を加算(上限30人)	2~60
	★常時雇用者人数	常時雇用者のうち若年者、女性職員、ひとり親、保護観察者、市町村民税非課税者1名につき5点を加算(上限4人)	5~20
	★障害者雇用	法定義務建設業者(50人以上雇用)は、雇用率(2.0%以上)を達成するために必要な雇用者数に1を加えた人数以上を雇用した場合、20点を加算 非法定義務建設業者は、障害者を1名以上雇用している場合、20点を加算	20
	★次世代育成支援への取組	男女共同参画推進事業者である者に5点を加算。次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出を行っている者に5点を加算	5~10
建設産業の振興	★建設業関連学科新規卒業者雇用	新規卒業者(卒業後、1年未満の雇用に限る)の雇用1名につき、5点を加算(上限4人)	5~20

品質確保のための業者評価

最大 440点

分野	項目	評価の基準	付与点数
施工能力	工事成績	工事成績評定点65点を基準として加算・減点を行う	△60~140
	★高得点工事成績	工事成績評定点が75点以上の場合、30点を加算	30~60
	★和歌山県優良工事表彰	和歌山県優良工事表彰を受けた場合、30点を加算	30
	技術者数	技術者数に応じて加算 1級技術者…10点 2級技術者又は登録基幹技能者…5点 その他技術者…3点 ※技術者は経営事項審査で規定する者	3~180
	技術者向上への取組(CPD)	推奨単位数以上の単位を取得した技術者1名につき2点を加算(上限5人)	2~10
	★優秀施工者国土交通大臣顕彰	優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けた技術者を1名以上雇用している場合、20点を加算	20

★:6ヶ月ごとの点数見直しの対象となる項目

### ランク付け(格付け)のための総合点数

- 建設工事入札参加資格審査取扱い基準
- 建設工事入札参加資格審査に係る総合点数算定取扱い基準
- 工事成績評定要領

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/kitei/9-1.pdf>  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/shinsa/kitei/9-2.pdf>  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081600/hyoutei/>

## 総合評価方式

品質確保・品質向上を図るため、**原則、予定価格(税抜き)3,000万円以上の全ての工事**に技術提案と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を導入しています。

### 評価値の算出方法

$$\text{評価値}^{\ast 1} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格(千円)}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点(基礎点}^{\ast 2}:100\text{点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格(千円)}} \times 10^5$$

※1 評価値の高い応札者が落札者となります。また、評価値は小数点第4位止め、小数点第5位を四捨五入します。  
 ※2 基礎点は全ての応札者に与えられます。

○ 技術提案の評価内容について、必要に応じ当該業者の結果を説明します。

### 総合評価方式の型式

#### 特別簡易型<sup>注</sup>

予定価格(税抜き) 3,000万円以上1億円未満の工事に適用

施工計画の評価を要件とせず、「配置予定技術者の能力」「地域貢献」の定量化された項目により評価します。

$$\text{加算点} = \text{配置予定技術者の能力} + \text{地域貢献}$$

(6点) (3点) (3点)

#### 標準型

予定価格(税抜き) 1億円以上の工事に適用

技術上の工夫等、一般的な技術提案を求め「具体的技術提案」の他、「配置予定技術者の能力」等、定量化された項目により評価します。

$$\text{加算点} = \text{具体的技術提案} + \text{企業の施工能力} + \text{配置予定技術者の能力} + \text{地域貢献}$$

(11点) (5点) (0点) (3点) (3点)  
 (11点) (5点) (2点) (2点) (2点) ←県外業者との混合入札の場合

注) 簡易型の適用範囲である予定価格(税抜き)5,000万円以上1億円未満の工事においても、緊急経済対策のために特別簡易型を適用しています。

### 学識経験者の意見聴取

総合評価方式の実施にあたり、地方自治法及び同法施行令に基づき、**学識経験者等で構成する第三者委員会の意見を聴く**こととしています。また、特に定量的な評価が困難な評価テーマに関する技術提案等については、審査の透明性を確保するため、**第三者委員会を開催**して評価を行っています。

■ 公共工事の品質確保(建設工事) <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>

## 最低制限価格・低入札調査基準価格

工事の品質確保やダンピング防止のため、最低制限価格及び低入札調査基準価格を設定しています。

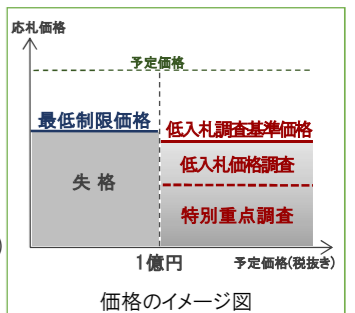
最低制限価格 原則として予定価格(税抜き) 1億円未満の工事に設定

$$\text{(直接工事費} \times 100\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times \text{法定消費税相当額}^{\ast 1} \times \text{ランダム係数}^{\ast 2}$$

低入札調査基準価格 原則として予定価格(税抜き) 1億円以上の工事に設定

$$\text{(直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times \text{法定消費税相当額}^{\ast 1} \times \text{ランダム係数}^{\ast 2}$$

※1資産の譲渡予定日に適用される税率 ※2一定の範囲で無作為に発生させる係数



低入札調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格で適正な工事の施工が可能か調査を行った上で、落札者を決定します。

※ 見積額の内訳が、次に示す予定価格の各費用に率を乗じた額のいずれかに満たない場合<sup>※3</sup>は、**特別重点調査**の対象として、通常の低入札価格調査で求める資料に加えて添付資料を求め、積算根拠が過去の実績に基づく妥当なものかどうか等、特に重点的に調査を実施します。**【直接工事費の95% 共通仮設費の70% 現場管理費の70% 一般管理費の30%】**

※3 営繕工事については、直接工事費及び現場管理費について個別に判定せず、合計額で判定を行います。

■低入札価格調査 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/teinyu/index.html>

## 民間工事实績等の認定

公共機関の発注が少ない建築工事等について、民間工事の実績や下請工事の実績であっても、外部委員で構成する和歌山県建設工事等実績認定審査会で審査し、公共機関の実績を有する者と同等の能力が認められれば、入札参加を認めることとしています。

## 資本関係等にある複数の者の同一入札への参加制限

### 参加制限の内容

- ・資本関係又は人的関係にある複数の者の同一入札への参加を制限
- ・複数の法人又は個人により構成される組合等やその組合を構成する法人又は個人の同一入札への参加を制限

同一入札があった場合には**いずれの者も失格**となります。